

住民監査請求および監査結果の概要

平成20年度

10 2 造林公社の農林漁業金融公庫に対する債務処理のために締結した免責的債務引受契約の無効確認および損害賠償を求める請求

請求日 平成21年 2月25日

結果通知日 平成21年 4月24日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

- (1) 滋賀県が農林漁業金融公庫（現、日本政策金融公庫、以下「公庫」という。）との間で締結した社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社（以下「両造林公社」という。）の公庫資金借入れに関する損失補償契約は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和21年法律第24号）（以下「財政援助制限法」という。）第3条に抵触して違法であるから、損失補償の実行措置として締結した免責的債務引受契約も財政援助制限法第3条に抵触して、違法である。
- (2) 滋賀県が免責的債務引受契約に基づき公庫に支出した1,114,836,598円の遅延損害金は、滋賀県および両造林公社が平成17年度および平成18年度と同様に平成19年度も公庫に対し、償還猶予のお願いをしなかったことから、平成19年4月に公庫への返済が延滞状態になり、知事が遅延損害金が発生することを知りながら素早い対応をしなかったために発生したものである。

との理由から、知事に対し、滋賀県と公庫との間で締結した損失補償契約および免責的債務引受契約はいずれも無効であり、免責的債務引受契約に基づき滋賀県が公庫に支払った1,114,836,598円の遅延損害金について、損害賠償を求める等の措置を求めている。

監査結果

棄却

(1) 上記(1)の主張について

請求人は、免責的債務引受契約の前提となった損失補償契約が財政援助制限法に違反し無効であるから免責的債務引受契約も無効であると主張しているため、このことについてまず判断する。

損失補償契約は、平成16年3月29日以前に締結されており、請求のあった時点より全て1年以上前の財務会計上の行為であるから、住民監査請求の対象とはなり得ないが、請求人は損失補償契約は免責的債務引受契約の締結の原因となった財務会計行為であるとの主張をしていると思われるので、損失補償契約の締結が財政援助制限法第3条に違反して無効であるかどうかについて判断する。

請求人は、平成18年11月15日の横浜地方裁判所の判決を根拠に、損失補償契約の締結が財政援助制限法第3条に抵触し、違法であると述べているが、

滋賀県が公庫との間に締結した損失補償契約は、前記横浜地方裁判所判決以前の平成16年3月29日までに締結されたものであること。

地方自治法においても、損失補償を地方公共団体が行うことを予定していること。（同法第199条第7項、第221条第3項）

財政援助制限法第3条の行政解釈の権限を有する総務省（当時は、自治庁）行政課長回答（「損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規制するところではないものと解する」（昭和29年5月12日））

などを根拠に長年損失補償契約が締結されてきたこと。

平成16年10月8日の熊本地方裁判所の判決によれば、「本件損失補償契約は、経済的な面において保証契約と類似するといえるが、損失補償契約と債務保証契約は、法的にはその内容及び効果の点において異なる別個の契約類型であり、また、会社その他の法人のために地方公共団体が損失補償契約を締結し債務を負担することは法の予定するところであるといえる（地方自治法221条3項参照）から、損失補償契約の締結自体をもって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反するものとはいえない」とされており、前記横浜地方裁判所の判決以降である平成19年2月19日の福岡高等裁判所判決においても、熊本地方裁判所判決を是認し、さらに、平成19年9月21日の最高裁判所第二小法廷決定においても、福岡高等裁判所判決を支持し、上告理由がないとして上告を棄却していること。

などから判断すると、滋賀県における損失補償契約の締結が財政援助制限法第3条に抵触し、違法であるとはいえない。

一方、免責的債務引受契約の締結が財政援助制限法第3条に違反するかどうかについては、滋賀県が総務省に対して行った照会に対して、平成20年8月19日付けの総務省自治財政局財務調査課長からの回答では「地方公共団体が法人の債務を免責的に引き受けることは「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条で禁止されている保証契約に相当するものとは解されない。」とされており、免責的債務引受契約の締結が財政援助制限法第3条に違反するとは考えられない。

以上のことから、請求人がいう、損失補償契約の実行措置として免責的債務引受契約を締結したものであり、かつ、損失補償契約および免責的債務引受契約の締結はいずれも財政援助制限法第3条に抵触し、違法であるとの主張は認められない。

(2) 上記(2)の主張について

請求人は、遅延損害金が発生したことは、平成17年度および平成18年度と同様に平成19年度も公庫に償還猶予のお願いをしなかったことおよび知事が素早い対応をしなかったためであると主張しているため、このことについて判断する。

平成20年9月5日に支払われた遅延損害金1,114,836,598円の内訳について調べたところ次の および の合計額であった。

平成19年度に延滞が始まった日以降の遅延損害金分	751,572,913円
償還猶予された既経過期間等に係る約定利息の分割履行に伴う利息分	363,263,685円

まず、 については、 は平成19年4月30日以降延滞になったことに伴う遅延損害金であり、当初の借用証書の特約条項第11条によれば遅延損害金の率は年14.5%となっており、本来ならば4,167,858千円の遅延損害金が発生することになるが、免責的債務引受契約の締結にあたって、滋賀県が償還条件および遅延損害金の一部免除について公庫と交渉を重ねた結果、免責的債務引受契約証書第3条各項のとおり償還条件の変更および同証書第4条により遅延損害金の一部免除について合意された。

その内容は、遅延損害金の率を、年14.5%から、当初の約定利率（平均約年2.6%）に引き下げることにより、遅延損害金の額を751,573千円とし、本来の遅延損害金の額である4,167,858千円との差額3,416,285千円を公庫が免除するものである。

この結果、平成19年度において償還猶予は認められていなかったが、免責的債務引受契約の締結により遅延損害金の率が年14.5%から平均約年2.6%の約定利率になったことで、元金に対する通常の借入利息のみを払ったことになった。

このことは、遅延損害金という名称で751,572,913円を支払っているが、償還猶

予が得られても利息として同額を支払わなければならなかったことからすれば、請求人がいう、償還猶予のお願いをしなかったことにより遅延損害金が発生したとの主張は認められない。

次に についてであるが、 は平成17年度以降償還猶予を受けたこと等に伴う約定利息である3,897,017千円を1年据え置き4年分割償還としたことに伴う利息であるが、これも免責的債務引受契約証書第3条により、約定利率（平均約年2.6%）で計算されている。

森林政策課からの聞き取りによれば、公庫からは、3,897,017千円の利息は免責的債務引受契約の締結にあたって、契約前に全額返済を求められたが、財源が確保できなかったことおよび滋賀県の財政運営上の判断もあり（平成20年度当初の財政調整基金の残高は約50億円で、うち平成20年度当初予算で基金繰入金として歳入予算に計上されたのが20億円）1年据え置き4年の分割返済としたものであり、その結果363,263,685円の利息が生じ、初年度である平成20年度に支払ったものであるとのことであった。

また、平成20年9月県議会臨時会において、免責的債務引受契約に基づく公庫への償還額が毎年20数億円となった理由についての、総務部長の答弁から判断すると、償還猶予等に伴う約定利息の返済も県財政の健全な運営のため、政策的な判断として、やむなく1年据え置き4年分割償還としたものであると思われる。

すなわち、初年度である平成20年度に全額償還すれば、県の財政運営上、他の行政分野への影響が懸念されることから、分割返済によりその影響を最小限とするという、やむを得ない措置と考えられ、請求人がいう、素早い対応をしなかったために遅延損害金が発生したとの主張は認められない。

以上のことから、請求人がいう、遅延損害金が生じたのは償還猶予のお願いをしなかったことおよび素早い対応をしなかったためであるとの主張は、認められない。

意見

本件請求の対象となった両造林公社の債務処理については、免責的債務引受契約により滋賀県が42年間にわたって690億円という巨額な債務を両造林公社から免責的に引き受けたものである。

滋賀県は、その代償として、両造林公社と弁済合意書を締結し、今後、伐採収益の中から弁済を受けることになるが、両造林公社の伐採収益がいかに確保されるかが重要である。

については、より多くの伐採収益の確保につながるよう、滋賀県としても、生産コスト削減の方策や流通システムの立ち上げなど、総合的な林業施策を展開するとともに、両造林公社の経営安定化に向け、徹底した指導に努められたい。